

宇城市立図書館・宇城市不知火美術館
指定管理者募集要項

令和8年7月
宇城市教育委員会
生涯学習課

目 次

1	趣旨	1
2	対象施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理料	1
	(1) 指定管理料上限額	
	(2) 経費区分	
	(3) 修繕区分	
	(4) 指定管理料の精算について	
5	指定管理者が行う業務	2
	(1) 図書館運営業務	
	(2) 美術館運営業務	
	(3) 施設維持管理業務	
	(4) その他教育委員会が必要と認める業務	
6	指定管理者が行う指定管理業務以外の業務	2
7	管理運営に関する基本条件	2
	(1) 関係法令の遵守	
	(2) 開館日及び開館時間	
	(3) 利用料金	
	(4) 貸金スライド制度	
8	応募資格	3
	(1) 基本要件	
	(2) 配置要件	
9	リスク分担	4
10	応募手続	4
	(1) 募集スケジュール	
	(2) 提出書類	
11	選定方法	5
12	指定管理者の指定	8
13	協定締結	8
14	留意事項	8
15	問合せ先	8

【添付資料】

- (1) 別紙1 宇城市立図書館の利用者数等
- (2) 別紙2 宇城市不知火美術館の利用者数等
- (3) 別表 リスク分担
- (4) 仕様書等一式
- (5) 宇城市指定管理者制度における人件費変動対応について

1 趣旨

宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館（以下「図書館・美術館」という。）について、利用者サービスの向上並びに効率的・効果的な管理運営を図るため、宇城市立図書館・宇城市不知火美術館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

名称	不知火美術館	中央図書館	三角分館	小川分館	豊野分館
所在地	宇城市不知火町高良 2352	美術館と併設	宇城市三角町波多 219-1	宇城市小川町江頭 80	宇城市豊野町糸石 3516-1
開館日	H11. 7. 19	美術館と併設	H21. 3. 21	H11. 4. 1	H28. 3. 20
構造	鉄骨造	美術館と併設	木造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
延床面積	1,793.2 m ²	美術館と併設	399.0 m ²	605.13 m ² 図書館部分のみ	295.66 m ² 図書館部分のみ
駐車場	一般 148 台 (正面 54 台、西側 40 台、北側 54 台) 車いす用 3 台 (正面 1 台、西側 2 台)	美術館と併設	一般 50 台 三角支所と共用	一般 153 台 (ラポート 33 台、防災拠点センター 120 台) 車いす用 2 台 ラポートと共用	一般 40 台 車いす用 3 台 豊野支所と共用
駐輪場	30 台 ※駐車場及び駐輪場は図書館と共用	美術館と併設	6 台 三角支所と共用	15 台 ラポートと共用	10 台 豊野支所と共用
蔵書数	—	135,505 冊	62,958 冊	70,917 冊	24,542 冊
附属施設	—	移動図書館 こども絵本のいえ	—	—	—

※令和 7 年度利用者数、貸出冊数、収支状況等は別紙 1、2 に記載

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 指定管理料

(1) 指定管理料上限額 906,460 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

対象年度	指定管理料の上限額
令和 9 年度～令和 13 年度	各年度 年額 金 181,292 千円 (内訳) 図書館 157,947 千円 美術館 23,345 千円

指定管理開始前の準備行為及び引継ぎに要する経費は、指定管理料に含まれるものとします。

(2) 経費区分

指定管理料に含む経費は、次のとおりとします。

- ア 人件費
- イ 事業費
- ウ 事務費
- エ 施設管理費
- オ 一般管理費

(3) 修繕区分

指定管理開始後、施設等の修繕が必要となった場合は、金額にかかわらず事前に教育委員会と協議を行うこととします。

(4) 指定管理料の精算について

指定管理業務を適切に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。一方で、収入額が支出額を下回った場合であっても不足額の補填は行いません。

ただし、協定締結時に見込まれていない特段の事業の変更が生じた場合など、当初の協定どおりに支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めることがあります。

5 指定管理者が行う業務

指定管理者は、宇城市立図書館条例（平成17年宇城市条例第82号）及び宇城市不知火美術館条例（平成17年宇城市条例第86号）その他の規則等に基づき、次の業務を行うものとします。

- (1) 図書館運営業務
- (2) 美術館運営業務
- (3) 施設維持管理業務
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

なお、具体的な業務内容及び履行方法については、仕様書のとおりとします。

6 指定管理者が行う指定管理業務以外の業務

指定管理者は、図書館・美術館において本市から行政財産の目的外使用許可を受け、憩いのスペース（カフェ等）の開設及び運営を行うものとします。

※憩いのスペース（カフェ等）の詳細については、仕様書 別紙2の「憩いのスペース（カフェ等）運営条件」のとおりとし、事業に係る費用については、大規模な施設整備を除き、すべて指定管理者の負担とします。

7 管理運営に関する基本条件

(1) 関係法令の遵守

- ア 地方自治法・同法施行令・同法施行規則
- イ 教育基本法
- ウ 社会教育法・同法施行令
- エ 図書館法・同法施行令・同法施行規則
- オ 博物館法・同法施行令・同法施行規則

- カ 個人情報の保護に関する法律・同法施行令・同法施行規則
- キ 著作権法・同法施行令・同法施行規則
- ク 宇城市立図書館条例・同条例施行規則
- ケ 宇城市不知火美術館条例・同条例施行規則
- コ 宇城市個人情報保護条例・同条例施行規則
- サ 宇城市情報公開条例・同条例施行規則
- シ 宇城市公共施設の暴力団排除に関する条例
- ス 宇城市行政手続条例・同条例施行規則
- セ 宇城市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例・同法施行規則
- ソ その他労働関係法令、施設・設備の維持保全関係法令など指定管理業務を行うに当たり遵守すべき法令等

(2) 開館日及び開館時間

別紙仕様書のとおり

(3) 利用料金

図書館・美術館については、利用料金制度を適用します。

利用料金は、各条例に定める範囲内で指定管理者が市の承認を受けて定めることとします。なお、条例に定める利用料金限度額には消費税が含まれます。

(4) 賃金スライド制度

図書館・美術館については、賃金スライド制度を適用します。

詳細は「宇城市指定管理者制度における人件費変動対応について」を参照してください。

8 応募資格

法人その他の団体（個人は不可）であって、次の要件を満たすものとしします。

(1) 基本要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年告示第20号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、厚生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- エ 国税及び市税について滞納がないこと。
- オ 消費税法（昭和32年法律第108号）第57条の4第1項の規定に基づく適格請求書発行事業者の登録を受けていること。未登録の場合は、指定管理期間の開始までに必ず登録を完了すること。

その他、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人等であって、緊急時における迅速な対応ができる法人等。なお、国や地方公共団体での同種・類似業務の実績があり（美術館業務においては、民間等で美術に関する企画・展覧会等の実績を有し）、本業務を遂行する技術や能力を十分に有している法人等。

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループによる応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただきます。なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きいものとし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

(2) 配置要件

- ア 統括責任者（図書館長及び美術館長）を配置できること。なお、図書館長及び美術館長は同一人をもって充てることができる。
- イ 図書館及び美術館の専門的業務を統括できる責任者を配置できること。
- ウ 司書資格及び学芸員資格保有者をそれぞれ複数配置できること。

9 リスク分担

管理運営に係るリスク分担は別表のとおりとします。

10 応募手続

(1) 募集スケジュール

ア 募集要項等の入手方法

宇城市のホームページからダウンロードしてください。

《<https://www.city.uki.kumamoto.jp/jigyosha/nyusatsu/2593364>》

イ 質問の受付

- (ア) 令和8年7月2日（木）から令和8年7月24日（金）正午まで
質問票（別紙）により、以下の問い合わせフォームにより受け付けます。メール、電話、対面による質問は受け付けません。

《<https://logoform.jp/form/432130/1633822>》

(イ) 回答方法

回答は市ホームページに掲載します。

ウ 申請関係書類受付

(ア) 受付期間及び受付方法

令和8年7月2日（木）から令和8年8月7日（金）まで（土日祝を除く。）

持参又は郵送。持参の場合は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

【郵送先】

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野85番地

宇城市教育委員会 教育部生涯学習課

エ 書類審査及びプレゼンテーション 令和8年8月26日（水）予定

オ 選定結果の通知 令和8年9月上旬頃

カ 指定管理者の指定 令和8年12月下旬頃

キ 協定の締結 令和9年1月上旬頃

ク 管理運営開始 令和9年4月1日

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- エ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、収支決算書の他、団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 県税（主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - (ウ) 市税（主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- ケ 適格請求書発行事業者登録通知書の写し（未登録の場合は、指定管理期間開始までに登録を完了する旨の誓約書 ※任意様式）
- コ 「宇城市指定管理者制度における人件費変動対応について」スライド様式1
- サ その他市長が特に必要と認める書類
 - (ア) 指定申請に係る誓約書（様式第4号）
 - (イ) 申立書（様式第5号）
 - (ウ) 憩いのスペース運営企画書（任意様式）

書類は、正本1部、副本2部（副本は複写可）の計3部提出してください。

また、書類には書類名を記入したインデックスを付し、上記提出書類の記載順に綴ってください（原則、A4縦型左綴じ）。併せて、指定する方法で電子データを提出してください。

1.1 選定方法及び評価項目

(1) 選定方法

宇城市指定管理者審査会（以下「審査会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーションを行い、市が定める審査基準に沿って各委員の評価点合計が最も高い者を指定管理者候補者とします。なお、同点の場合は、申請金額の安価な者を指定管理者として選定します。

申請者が1者の場合は、評価の結果、基準点を満たす場合に指定管理者の候補者として選定します。

(2) 評価項目及び主な着眼点

評価項目		主な着眼点
基本項目	ア 施設の性格や目的等に	・美術館（収集・保存・展示・教育普及）と図書館（知の拠点、情報アクセス、読書振興）のそれぞれの公共的・専

	合致した方針があること。	門的目的を正しく捉え、それに基づいた明確な管理運営のビジョン、数値目標（来館者数、貸出数、市民満足度等）、PDCA サイクルが整合性を持って提示されているか。
	イ 市民の平等な利用が確保され施設の効用が最大限発揮されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方、高齢者、子ども連れ、日本語を母語としない方など、あらゆる市民がバリアなく施設を利用できる配慮（インクルーシブな視点）があるか。また、特定の団体や個人による独占を防ぎ、広く市民に開かれた利用機会が提供されているか。 ・市民が心地よく、何度でも足を運びたくなる「サードプレイス（自宅・職場に次ぐ第3の居場所）」としての快適性と利便性が提案されているか。
	団体の経営状態が安定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館・図書館の複合施設を長期的かつ安定的に維持・運営できるだけの健全な経営基盤と、実現可能でリスクに強い収支計画を有しているか。
事業計画	ア 機能性や独創性を発揮できる事業の取組みが図られていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の魅力や事業情報を、届きたいターゲットへ確実に届けるための戦略があるか。SNS の活用、メディアミックス、デザイン性など、発信力・情報発信の質を高める工夫があるか。 ・これまで施設に足を運んだことがない層（特に若い世代、子育て世代、働く現役世代、遠方の住民など）を新たに呼び込むための、ターゲットを絞った攻めの施策があるか。 ・美術館と図書館の特性を掛け合わせ、施設の魅力を高める質の高い自主事業（イベント・講座等）や、時代に即した施設機能のアップデート（DX、利便性向上、設備活用等）の提案がなされているか。 ・地域の歴史、文化、人材などの「地域資源」を深く理解して活用し、周辺施設や地域社会との有機的な連携を図る計画がなされているか。また、他社にはない事業者独自の強みを活かした、施設全体の価値を高める「独自提案」が含まれているか。 ・美術館・図書館の設置目的や世界観と調和し、来館者の利便性や施設全体の魅力を高めるカフェの運営計画がなされているか。また、衛生管理や人員確保を含め、確実かつ安定的に営業を継続できる現実的な計画（実現可能性）になっているか。
	イ 事業計画書に沿って当該施設の適正な管理や経営能力を有する	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営を円滑かつ安全に行うため、適切な資質を持つ統括責任者が配置され、本施設に最適化された指揮命令系統や、共同事業体内・本部との責任分担が明確に構築されているか。 ・美術館の専門性を支える「学芸員」および図書館の専門

	こと。	<p>性を支える「司書」等の有資格者が適切に配置され、日々の円滑な管理運営と質の高い市民サービスを維持できる「必要人員」と「無理のない勤務体制（シフト）」が構築されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画、個人情報保護、情報セキュリティなどサービスの質を継続的に向上させるための体系的な「研修計画」が整備されているか。また、利用者のプライバシーを守る「個人情報保護」や、サイバー攻撃・システム障害等に備える「情報セキュリティ対策」について、確実に安全性の高い管理体制が構築されているか。 ・収支計画が現実的か。施設の管理運営を安定かつ継続して行うために、収入及び支出の積算根拠が明確であり、経済性・効率性に配慮した現実的かつ妥当な収支計画が策定されているか。
	<p>ウ 施設の安全管理、緊急時等の対応が図られていること。また、環境保護等の社会性に配慮があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで多様な来館者が安全に利用できるよう、日々の施設設備の保守点検や巡回、防犯対策（美術品の盗難・破損防止含む）及びスタッフの安全教育や労務安全が適切に計画され、事故やトラブルを未然に防ぐ体制が構築されているか。 ・地震、火災、水害等の自然災害や、美術品の盗難・損壊、来館者の急病や不審者の侵入などの緊急事態において、速やかな避難誘導、救護、連絡体制及び文化資産の保全（BCP含む）が、専門職を含むスタッフ間で迷わず実行できるよう実効性高くマニュアル化・訓練計画化されているか。 ・施設（美術・図書）の特性を活かした、環境保護や社会課題（多様性・地域貢献等）に関する「啓発・実践」の具体的な取り組みが行われているか。
	<p>施設の管理に係る経費の縮減が図られていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館・図書館の重複業務の一体化による効率的な運営、美術品保存と調和した省エネ対策及び複合施設の強みを活かした自主財源の獲得により、市民サービスの質や専門性を低下させることなく、効果的な経費縮減と行政負担の軽減を図る計画となっているか。 ・安定した組織・財務基盤のもと、司書や学芸員などの専門人材の確保・育成と両部門の緊密な連携体制を構築し、貴重な美術品や図書資産を災害・事故から守る厳格な管理・BCP体制を整え、地域社会の文化振興に長期的に貢献できる持続可能な運営計画となっているか。
	提案価格	

1.2 指定管理者の指定

教育委員会は、宇城市議会（以下「議会」という。）の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、教育委員会は、指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

1.3 協定締結

議会での議決を受け、指定管理者の指定を受けた後、速やかにその旨を告示するとともに、通知します。その後、宇城市立図書館・宇城市不知火美術館の管理運営に関する基本協定書及び毎年度の実施協定書（以下「協定」という。）を締結します。指定管理料は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うに当たって、市が適正であると認める金額の範囲内とします。

1.4 留意事項

(1) 抵触の禁止

指定管理者の審査を行う審査委員、審査事務に従事する本市職員並びに関係者に対して、事業計画書等の審査に当たって公平性を損なうような抵触を禁止します。

(2) 複数申請の禁止

指定管理者募集の応募は、1法人等につき1申請のみとします。

(3) 他の応募者の構成員に関する制限等

応募に際して提出する管理体制の構成員は、他の法人等が提出する管理体制の構成員になることはできません。また、指定管理者の審査を行う審査委員、審査事務に従事する本市職員並びに関係者は、管理体制の構成員になることができません。

(4) 応募書類の取扱い

ア 応募書類については、返却しません。

イ 法人等が提出した書類等の著作権は、それぞれの法人等に帰属します。なお、指定管理者の選定に関し、審査結果を公表する場合や審査に必要と認められるときには、教育委員会は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ウ 提出された書類の情報開示請求があった場合は、宇城市情報公開条例（平成17年宇城市条例第10号）に基づき開示します。

エ 提出された書類については、原則、提出期限後における内容変更及び追加提出は認めません。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、追加の資料を求めることがあります。

(5) 応募に関する費用負担

応募に際しての必要な費用は、応募者負担とします。

(6) 言語、通貨、単位等

提出書類に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

1.5 問合せ先

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市教育委員会 教育部生涯学習課生涯学習係 木下、中川
電話：0964-27-4300
e-mail：shogaigakushu@city.uki.lg.jp

別紙 1

宇城市立図書館の利用者数等

1 資料状況【令和7年度】

(1) 図書蔵書数：293,922点（令和8年3月31日現在）

（図書：283,893冊、雑誌：4,229冊、AV：5,800点）

・新聞：7紙（本館）、2紙（三角）、3紙（小川）、2紙（豊野）

・雑誌：75誌（本館）、18誌（三角）、22誌（小川）、12誌（豊野）

(2) 来館者数：447,566人

(3) 年間図書貸出冊数：328,306点

(4) 年間図書利用人数：78,978人

2 図書館行事【令和7年度】

(1) おはなし会

図書館職員による：本館86件、参加者1,367人

分館48件、参加者295人

ボランティアによる：本館23件、参加者346人

分館19件、参加者123人

(2) ブックスタート

32件、参加者281人

(3) 職員研修会

参加研修数：54件、研修参加者：514人

(4) 講座・ワークショップ・講演会等

本館214件、参加者14,327人

分館53件、参加者555人

(5) うき美術館・図書館まつり

開催場所：本館・三角分館・小川分館・豊野分館

開催時期：令和7年11月22日（土）～23日（日）

イベント内容：全館共通 本のリサイクル市、スタンプラリー

本館 デコポン楽しい！紙で作る版画ワークショップ・はじめてのZINE

づくりワークショップ・しらぬひブックマーケット2025・舞

踏団花童&はつ喜による舞踏・段ボールで動物をつくろう・たけ
がみたえさんのサイン会・和とじノートをつくろう・ミュージッ
クピクニック2025～豊福小学校吹奏楽部演奏会～

三角分館 吹き戻しぞうさん・手形DE どうぶつ・たけがみたえさん原画展
豊野分館 手のひらアクアリウム・秋の森のどうぶつたち

3 図書予約（リクエスト）、相互貸借【令和7年度】

図書予約（リクエスト）	194冊
相互貸借（借受）	42冊
相互貸借（貸出）	14冊

4 コピー利用件数【令和7年度】

711枚（本館・各分館全体）

別紙 2

宇城市不知火美術館の利用者数等

1 入館者数【令和7年度】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
展示室開 室日数	21	31	22	21	30	24	27	26	26	28	24	24	304
(企画展)	21	31	10	15	30	23	0	0	26	28	0	0	184
(貸館)	0	0	12	6	0	1	27	26	0	0	24	24	120
入館者数	326	687	945	2,081	3,235	2,678	2,565	6,018	1,274	2,912	2,321	2,077	27,119

2 展覧会等事業概要【令和7年度】

企画展 3回

来館者数 12,558人

企画展入館者料等 2,311千円

3 貸館使用件数【令和7年度】

申請件数 63件

延使用日数 521日 (内訳) ・展示室 120日

・アトリエ 401日

使用料金収入 408千円 (内訳) ・貸館 329千円

・アトリエ 79千円

4 入館者数推移

年 度	R4	R5	R6	R7
入館者数	31,111	35,299	27,996	27,119
1日平均	96.62	112.42	91.79	89.21
展示室開室日数	322	314	305	304

5 美術館行事【令和7年度】

講座・ワークショップ・講演会等 154件、参加者 4,141人

別表 リスク分担

種 類	内 容	負 担 者		
		市	指 定 管 理 者	分 担 (協 議)
法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に直接影響を及ぼす法令等の変更			○
	指定管理者自らの団体運営に影響する法令変更		○	
	その他の法令変更			○
物価	指定後のインフレ・デフレ		○※1	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加			○※2
金利	金利の変動		○	
不可抗力	不可抗力による業務の変更、中止、延期、事件事故			○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○	
建物の損傷	指定管理者の管理上の契約不適合による建物、設備機器等の損傷及び指定管理者に属する備品の損傷		○	
修繕	年間総額160万円未満		○	
	年間総額160万円以上	○		
管理上の契約不適合による火災等事故	管理上の契約不適合による火災等事故		○	
債務不履行	市の協定内容の不履行	○		
指定管理者による業務または協定内容の不履行	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○	
性能リスク	提供するサービスの協定書要求水準不適合		○	
近隣対策	本業務に起因する公害、生活環境の阻害あるいは利用者等による迷惑行為等		○	
利用者等への損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	上記以外のもの			○
管理運営内容の中断・中止・変更	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	上記以外のもの			○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○		

資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）			○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○	
	パソコン OS セキュリティサポート終了に伴う対応（市が所有する PC を除く。）		○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○	

※1 著しい物価変動が発生し、収支計画に多大な影響を与えるものについては、別途協議します。

※2 市が別途定める方針に基づき協議します。

指定管理者指定申請書

宇城市教育委員会 様

申請者
所在地
団体名
代表者氏名
連絡先 (TEL)

次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設名 宇城市立図書館・宇城市不知火美術館

添付書類

- 1 事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- 2 定款又は寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては、当該法人の登録簿謄本
- 4 申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、収支決算書の他、団体の財務状況を明らかにする書類
- 5 申請日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- 6 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- 7 納税証明書
 - (1) 法人税、消費税及び地方税について未納がないことの証明書
 - (2) 県税（主たる事務所または事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - (3) 市税（主たる事務所または事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- 8 適格請求書発行事業者登録通知書の写し
- 9 「宇城市指定管理者制度における人件費変動対応について」スライド様式1
- 10 その他市長が特に必要と認める書類
 - (1) 指定申請に係る宣誓書（様式第4号）
 - (2) 申立書（様式第5号）
 - (3) 憩いのスペース運営企画書（任意様式）

事業計画書

令和 年 月 日

宇城市（宇城市立図書館・宇城市不知火美術館）			
団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

現在運営している類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

内 容 (別紙可)

団 体 名 _____

<p>【管理運営方針】</p>
<p>【申請価格】</p> <p style="text-align: right;">_____ 円 (単年額・消費税抜き)</p> <p>※1 様式第3号に記載する「市からの指定管理料」と同額となること。 ※2 協定にあたっては、申請価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって協定金額とするので、申請者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった協定希望金額の110分の100に相当する金額を申請価格として記載すること。）</p>
<p>1 施設の性格や目的等に合致した方針 (「事業実施計画書」については別紙に記入のこと。)</p>
<p>2 市民の平等な利用が確保され施設の効用を最大限発揮するための方策</p>
<p>3 安定的に維持・運営するための取組み</p>
<p>4 機能性や独創性を発揮できる事業の取組み</p>
<p>5 事業計画に沿って当該施設の適正な管理や経営をするための取組み</p>
<p>6 施設の安全管理、緊急時等対応の方策</p>
<p>7 環境保護や社会課題（多様性、地域貢献等）に関する取組み</p>
<p>8 施設の管理に係る経費の縮減方針</p>
<p>9 その他（特記すべき事項があれば記入してください。）</p>
<p>(例)</p> <p>【環境保護に関する取組】 ISO14000の取得状況等</p> <p>【福祉政策に関する取組】 障害者の雇用の有無（ _____ 人雇用、雇用していない）…いずれかを記入</p> <p>【子育て支援に関する取組】 子育て支援に関する取組の具体的内容</p>

事業実施計画書 (年度)

施設名 宇城市立図書館

団体名 _____

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

※ここでのいう事業とは、公の施設において指定管理者が実施する自主事業等をいう。

事業実施計画書 (年度)

施設名 宇城市不知火美術館

団体名 _____

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

※ここでのいう事業とは、公の施設において指定管理者が実施する自主事業等をいう。

宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館の管理運営に関する
収支予算書（ 年度）

団体名 _____

(単位：千円)

		金額	内 訳	備 考
収入項目	市からの 指定管理料			
	利用料金			
	その他			
収入合計 (A)				
支出項目	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
支出合計 (B)				
収支(A)-(B)				

※1 1年間（12ヶ月）の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

2 年度毎に作成してください。（指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可。）

事業実施予算書 (年度)

施設名 宇城市立図書館

団体名 _____

(単位：千円)

事業名	事業実施予算						
	募集人数	①-②	収 入 ①		支 出 ②		
	1人当たり 参加費		市からの 委託料	参加費	講師 謝礼金	材料費 等	その他
計							

※ここでいう事業とは、公の施設において指定管理者が実施する自主事業等をいう。

宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館の管理運営に関する
収支予算書（ 年度）

団体名 _____

（単位：千円）

		金額	内 訳	備 考
収入項目	市からの 指定管理料		事業計画書【申請価格】欄に記載する金額	
	利用料金			
	その他		事業実施予算書【収入】欄に記載の参加費の合計額	
収入合計 (A)				
支出項目	人件費		当該施設の管理運営に携わる人員全てに係る金額の合計（下欄の事業費や管理費に含まれる人件費についてもこの欄に計上する）	
	事務費		支出会計から人件費、事業費及び管理費を除いた金額	
	事業費		事業実施予算書【支出】欄の合計額（人件費を除く）	
	管理費		仕様書に記載する維持管理に係る経費（清掃、警備等）の合計額（人件費を除く）	
支出合計 (B)				
収支(A)-(B)				

※1 1年間（12ヶ月）の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

2 年度毎に作成してください。（指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可。）

令和 年 月 日

指 定 申 請 に 係 る 誓 約 書

宇城市教育委員会 様

団体の名称

代表者氏名

印

宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館の指定管理者の指定申請を行うに当たり、下記に記載した事項及び提出書類の内容は事実に相違ありません。

記

宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館の指定管理者募集要項「8 応募資格」に関して、応募資格の制限に係る項目に該当しません。

宇城市教育委員会 様

団体名
 代表者名 印

申 立 書

宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館の指定管理者指定申請書の提出に際し、宇城市と宇城警察署が締結した「宇城市が行う契約等行政手続における暴力団等の排除に関する合意書」の趣旨を尊重し、下記に記載した役員等について、宇城市が実施する暴力団との関係の確認について協力いたします。

なお、役員等の中から宇城警察署が暴力団との関係について認める役員等が発覚した場合、選定段階における失格若しくは指定管理候補者の取消し又は指定の取消しをされても不服がないことを申し立てます。

記

商号又は名称					
所在地					
代表者 役員等	役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	現住所
備 考					

- ※ 常勤、非常勤を問わず記載をお願いします。
- ※ 役員数が複数枚にわたる場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

別紙

質 問 票

宇城市教育委員会 様

(教育部生涯学習課宛)

(問い合わせフォーム URL : <https://logoform.jp/form/432130/1633822>)

令和 年 月 日

団体の名称	
(質問内容)	
担当者氏名 及び連絡先	部 署 名 : 担 当 者 名 : 電 話 : 電子メール :

(注) ① 質問内容は、要点を簡潔に記載してください。また、募集要項及び仕様書等の資料名とページ等を記載いただき、質問内容を明確にしてください。

② この質問票は、問い合わせフォームで提出してください。(電子メール、FAX、来庁又は電話による質問は受け付けません。)